

農業機械化審議会議事次第

日時：平成12年5月31日
14:00～15:30
場所：農林水産省第1特別会議室
(3F大臣室正面)

1. 開 会

2. 委員の紹介

3. 農林水産大臣あいさつ

4. 議 事

(1) 部会所属委員の指名

(2) 農業機械化審議会に対する諮問「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定める件」について

(3) その他

高性能農業機械等の研究開発評価について

農作業安全システムの整備等について

農業資材審議会への移行について

5. 閉 会

農業機械化審議会議事録

1. 日時 平成12年5月31日(水) 14:00~15:30
2. 場所 農林水産省特別第一会議室
3. 出席者
 - [審議会] 岡本委員、木田委員、柴田委員、清水委員、白石委員、瀬尾委員、関口委員、高野委員、高山委員、武政委員、戸倉委員、豊田委員、中川原委員、中村武久委員、長谷川委員、堀江委員、松尾委員、松山委員、横山委員
 - [専門委員] 小川委員
 - [事務局] 瀬藤審議官、黒元肥料機械課長、他
4. 議事内容

(1) 開会

発言者	発言内容
肥料機械課長	<p>定刻になりましたので、ただ今から農業機械化審議会を開催させていただきます。現在、委員定数25名のところ、19名のご出席をいただいておりますので、定則数(1/2以上)を満たしておりますので、ただ今から会議を開催させていただきます。私、肥料機械課長の黒元でございます。よろしくお願いいたします。</p>
肥料機械課長	<p>まず、委員の方々のご紹介をさせていただきます。こちらからアイウエオ順に、</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡本(おかもと)委員 木田(きだ)委員 柴田(しばた)委員 清水(しみず)委員 白石(しらいし)委員 瀬尾(せお)委員 関口(せきぐち)委員 高野(たかの)委員 高山(たかやま)委員 武政(たけまさ)委員 戸倉(とくら)委員 豊田(とよだ)委員 中川原(なかがわら)委員 中村武久(なかむらたけひさ)委員 長谷川(はせがわ)委員 堀江(ほりえ)委員 松尾(まつお)委員 松山(まつやま)委員 横山(よこやま)委員 <p>本日は、都合により</p> <ul style="list-style-type: none"> 井上(いのうえ)委員 大山(おおやま)委員 多田(ただ)委員 千葉(ちば)委員 中村祐三(なかむらゆうぞう)委員 橋本(はしもと)委員 <p>はご欠席です。</p> <p>なお、本審議会に先立ち去る5月25日に基本方針部会専門委員会が開催されており、当該委員会への報告のため小川(おがわ)専門委員にもご出席いただいております。最初に恐縮ですが、資料の確認をお願いします。</p> <p>(資料確認)</p> <p>議事に先立ちまして、農林水産大臣からごあいさつを申し上げます。瀬藤大臣官房審議官よろしくおねがいします。</p>
審議官	<p>審議官の瀬藤でございます。大臣は業務がございまして、出席できませんが、大臣からあいさつをことづかっておりますので、ご披露させていただきます。</p> <p>農業機械化審議会の開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。委員の皆様方におかれましては、ご多用中にもかかわらずご出席を賜り、心より御礼申し上げます。ご承知のように、農業と農村は、食料の安定供給はもとより、国土・環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、多面的な機能を有しております。こうした役割を担う農業と農村について、消費者との共生という考え方の下に、その健全な発展を図ることは、豊かで安心できる社会を築き上げていくために不可欠なことであります。昨年七月に制定された「食料・農業・農村基本法」は、こうした状況に的確に対応</p>

すべく、農業・農村に期待される「食料の安定供給の確保」と「多面的機能の発揮」、その基盤となる「農業の持続的発展」と「農村の振興」の四つを基本理念として掲げています。

また、先般決定された食料・農業・農村基本計画は、こうした「食料・農業・農村基本法」の理念を具体化し、農政の今後の基本方針となるものであり、今後は、この基本計画に基づき、食糧自給率の目標の達成に向けた取組の促進をはじめ、各般の施策を推進していく必要があります。

特に、農業の機械化につきましては、野菜・果樹等、機械化の遅れている分野の農業機械や環境保全型農業の推進に資する農業機械、中山間地域の傾斜地等でも使用できる農業機械等高性能農業機械の開発・実用化及びその適正導入・効率利用の推進と併せて、農作業安全対策に努めているところであります。今後は、これまで進めてきた課題に引き続き取り組んでいくとともに、新たに、農業の自然循環機能の維持増進に資する農業機械等の開発・実用化に取り組む必要があると考えております。

本日は、ただいま申し上げましたとおり、新たな高性能農業機械の開発を進める必要があること及び今般特定高性能農業機械に新たに三機種が追加されたことに伴い、「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」を変更する必要が生じていることから、このことについて、ご検討いただくこととしております。

委員の皆様方におかれましては、幅広い見地から、忌憚のないご意見をいただくようお願いいたしますとともに、農業機械化の促進に当たり、今後とも格段のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。

平成十二年五月三十一日
農林水産大臣 玉澤 徳一郎

以上でございます。どうぞご審議、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

肥料機械課長

ありがとうございました。それでは議事に入らせていただきます。

肥料機械課長

審議会規定により会長に議事をお願いすることとなっておりますので、瀬尾会長、今後の議事の進行につきましてよろしくお願いいたします。

会長

瀬尾でございます。本日の審議会の議事が円滑に進むよう、皆様には活発な議論の程お願いいたします。それでは、議題（１）部会所属委員の指名に入らせていただきます。基本方針部会、検査部会、特別部会それぞれの部会に属する委員につきましては、農業機械化審議会令第五条第一項の規定によりまして会長が指名することとなっておりますが、資料２のとおり、平成１１年３月に開催された審議会以降に交替された４名の委員には前任者の所属部会に属していただいております。

会長

それでは次の議事に入ります。本審議会に、農林水産大臣より諮問がされております。事務局より諮問について説明願います。

肥料機械課長

（諮問文、諮問の概要を読み上げる。）

会長

それでは、「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定める件」について審議を始めることとします。事務局から諮問内容について説明願います。

事務局

（新たに追加された試験研究課題について、
資料３ 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針の主な変更内容（案）
資料４ 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針（案）新旧対照表
資料５ 新たに試験研究の対象として追加する高性能農業機械（案）について
資料６ 新たに追加する特定高性能農業機械の利用規模の下限の算出について
参考資料１ 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する農業機械化促進法の仕組み
参考資料２ ２１世紀型農業機械等緊急開発事業（拡充）（予算ＰＲ版）
参考資料３ 「農業機械化促進法施工例の一部を改正する政令案」について
により説明）

事務局

（新たに追加された特定高性能農業機械について説明）

会長

ありがとうございました。この件につきましては、去る５月２５日に基本方針部会の専門委員会において既に検討されておりますので、その結果につき、専門委員からご報告願います。

専門委員

基本方針の専門的事項の調査・検討ということで去る5月25日に基本方針部会専門委員会が開催されました。専門委員10人のうち7人が出席し、本日も審議される「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定める件」について事務局から提案があり、専門的見地から検討いたしました。その結果、次の通りとなりましたので、ご報告いたします。

議題1の生物系特定産業技術研究推進機構が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象とすべき高性能農業機械から、試験研究の終了した高精度水稻たん水直播機、密植式田植機を削除する件、及び議題2の対象とすべき環境保全型農業の推進に資する機械として、高精度固液分離装置、品質管理型たい肥自動混合・攪拌機、自然エネルギー活用型高品質たい肥化装置の3機種を追加し、それぞれの試験研究の目標を定める件については、事務局の案を了承するというところでございます。

ただし、先程資料4でご説明がありました、品質管理型たい肥自動混合・攪拌機につきましましては、たい肥の処理の必要性を考えると、開発の必要性の高い機械であるということですが、コストアップにつながる可能性があるのではという指摘がございました。

高精度固液分離装置につきましましては、有機性廃棄物の固形分の含水率を75%以下にすることを目標としていますが、もう少し目標とする含水率を低くしてはどうかという意見がございました。ただ、含水率を低くしますとコストアップにつながり、実用化がしにくくなるという意見もございまして、この点に関しましては、研究実施時に十分にご留意いただきたいという意見でございました。

議題3になりますが、農業機械化促進法施行令の一部改正により特定高性能農業機械に追加された3機種の導入を効果的に行うため、ほ場条件、導入の下限面積などの必要な条件等を定める件について検討いたしました。その結果、だいこん用の収穫機及びねぎ用の収穫機は、事務局の案を了承いたしました。野菜用乗用型多目的作業機を導入する際の下限面積につきましましては、事務局案では7haでございましたが、機械の能力等を考えると、数値が高いのではという指摘があり、事務局側と調整の結果6haに変更がなされました。以上、簡単ではございますが、専門委員会の検討結果のご報告といたします。

会長

ありがとうございました。生研機構が試験研究の対象とすべき高性能農業機械から削除する2機種、追加する3機種の研究目標及び導入を促進する3機種の導入条件について、何かご質問、ご意見等がございませうか。

なお、基本方針部会所属以外の委員の方も、どうぞ自由にご発言願います。

委員

先程の説明の中で、コントラクターという言葉がでてきましたが、野菜関係のコントラクターは、日本にどのくらいあるのでしょうか。

事務局

コントラクターに関しましては、現在、水稻が中心で、一部、滋賀県などで、農協等が、野菜収穫機、だいこん収穫機、全自動移植機等で試験的に進めています。現在のところ野菜のコントラクターはないものと思われませう。

会長

他にご質問等はございませうか。

委員

新たに試験研究の対象に追加される機種の中で、自然エネルギー活用型高品質たい肥化装置がありましたけど、太陽エネルギーや風力エネルギーなど、自然エネルギーを使って行うのは大変結構なのですが、その部分についても試験研究の対象となるのでしょうか。私は以前、太陽光発電関係の仕事をやっていたのですが、住宅用に用いるためには、かなりコスト高になるため、大変苦勞をしました。その辺についても試験研究の対象として、性能の良いものを開発するののかということについて伺いたたいのですが。

事務局

太陽光発電と風力発電につきましましては、市販のものを活用することを考えております。研究といたしましては、電力の効率的な活用方法や、たい肥舎の中の保温性を高めることなどに重点を置きたいと考えております。

委員

品質管理型たい肥自動混合・攪拌機についての質問です。適正な品質を確保するには非常に重要なことだと思うんですが、有害なものが紛れ込んでこないためのチェック機能というのはどのようになっているのかを教えてくださいませうか。

事務局

混合する段階で、何らかの形でチェックしたいと考えております。

肥料機械課長

補足で説明させていただきます。先日、成立しました食品リサイクル法ですが、食品の廃棄物を肥料やえさなどへの再利用を促進するために、発生業者に対して一定の肥料化、飼料化等を義務化するといった法律が成立し、一年以内に施行することとなりました。法律が成立するにあたって、廃棄物をいかに分別し、有害物質等が入らないようにすることが大変重要なことで、随分と議論がなされました。分別については、的確な手段はないのですが、今までの経験などからいけば、ある程度ロットをまとめて、途中で有害物質が入らないようにすることで、品質を確保するということは可能ではないかといわれています。それから、下水汚泥については、発生して

から溜まる場所までの、ある程度の閉鎖サイクルの中で肥料原料が集まってくるという仕組みになっていますので、今後とも、経験知見などを参考にしながら、有害な重金属、ダイオキシンといったものが入らないようにしていきたいと考えております。

委員

自然エネルギー活用型高品質たい肥化装置は、当初の設備投資がかかるのではないかと。北海道の畜産用のサイロがあちこちで空いているので、それに風車をつけて中で攪拌出来るようにすると、たい肥を作るのに非常に効果的ではないかという話を聞いたことがあります。このように風力を直接エネルギーに活用するという事は考えていないのか。

事務局

今回の研究では、風力や太陽光を電力に変換して使うことを考えています。価格としては400万円程度を想定しています。既存のたい肥舎ですと、300万円程度ですので、大体100万円のコストアップになります。ただ、電力は大体50%程度削減できるだろうということで、6年以上使用しますと、自然エネルギー活用型高品質たい肥化装置は元が取れると試算しています。

一つ付け加えますと、使用する電力は、たい肥の混合、攪拌には使わず、送風などに使用します。

委員

新たに制定された特定高性能農業機械は、やや割高という感じがいたします。販売段階では、低廉化の努力をしてほしいと思います。

委員

導入するにあたって、栽培標準様式の標準化の問題は重要です。だいこんとねぎは栽培様式の標準化がある程度すすめられているようですが、どのように標準化が進んでいるか、概要を教えてください。事例でも結構です。

事務局

野菜等を新しく導入する機械につきましては、農水省の中に協議会を設置しまして、新しく開発された機械の普及を踏まえながら、畝高、株間、条間等のスタンダードを設定し、その普及に努めています。

機械を実際に入れるところにつきましては、機械を考慮した栽培様式でないと機械が進みにくいということと、管理などもうまくいかないなど、全体の体系が組めないということが起こりますので、徐々に進みつつあります。

会長

それでは、種々ご審議頂きましたが、この辺で意見の集約に入りたいと思います。「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定める件」については、諮問のとおりとしてよろしいでしょうか。

委員一同

異議ありません。

会長

ご賛同頂きありがとうございます。それでは、そのように決定します。農林水産大臣より諮問のありました「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定める件」については、諮問どおりで差し支えない旨を後日答申することといたします。

肥料機械課長

ご検討ありがとうございました。なお、答申に基づき変更された基本方針の公示につきましては、来月上旬を予定しております。

会長

それでは、議題(3)のその他に入りますが、「高性能農業機械等の試験開発評価について」事務局の方から資料の説明をお願いします。

事務局

(参考資料7 21世紀型農業機械等緊急開発事業 11年度実施研究課題の単年度評価(案)
参考資料8 21世紀型農業機械等緊急開発事業 11年度事業報告
により説明)

会長

ありがとうございました。ただ今説明のありました内容につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いします。なお、せつかくの機会ですので緊プロ事業の進め方、対象機種等についても委員の皆様からご意見をいただきたい。

委員

スタックサイロの形成機についてなのですが、どのような密封方式を考えているのでしょうか。

事務局

参考資料8の46頁をみて下さい。ビニールの袋の中に入れるという方式を考えているのですが、実際の試験実施段階では、ビニールが破けるといった問題が起きてまして、この問題を解決する必要があります。

委員	開発が完了した機械の特許権はどこにあるのか。
事務局	特許につきましては生研機構とメーカーとの共有です。
委員	<p>実際のほ場では、高速代かき均平機を用いて高速で作業を行うと、畦畔が低い場合には、隣の農家のほ場へ土や水が流れ込むなど、いろいろ不都合なことが考えられる。実際のほ場では、畦畔の高さが田面から30cm～50cm程度の条件下でなければ適切に使用できないと思う。畦畔の高さなど、ほ場条件の規格を設けてやっていると思うが。</p>
会長	<p>貴重なご意見ありがとうございました。 ではこの評価(案)を当審議会としての評価としてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	異議ありません。
会長	緊プロ事業の進め方等についてはご意見を踏まえて事務局で調整願います。